

# 帯広市交通安全計画

平成18年度～平成22年度（第8次）

帯広市交通安全対策会議

## ま え が き

帯広市では、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めております。

なかでも、交通事故の防止は全ての市民の願いであり、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組んでいる大きな課題でもあります。

交通安全については、人の安全確保、交通機関の事故防止、そして道路等の交通環境に係る安全対策など多岐にわたる施策を、総合的、継続的、そして効果的に実施することにより、初めてその実現が可能になります。

このため、帯広市では、市民の生命、身体及び財産を交通事故から守るため、昭和 37 年、明るく住みよい都市を目指し「交通安全都市宣言」を行い、さらに、昭和 45 年に制定された交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号。以下「法」という。)に基づき、これまで 7 次 35 年間にわたり、関係する機関等で構成する帯広市交通安全対策会議において交通安全計画を策定し、これを推進してまいりました。

このたびの第 8 次帯広市交通安全計画は、平成 18 年 3 月 14 日に国の中央交通安全対策会議が決定した「第 8 次交通安全基本計画」、及び平成 18 年 7 月 12 日に北海道交通安全対策会議が決定した「第 8 次北海道交通安全計画」に基づき、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 ケ年を計画期間とし、人命尊重の理念に基づき、安全で安心な交通社会の実現を目指し、帯広市における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものです。

今後、市民生活や経済活動の多様化が進み、自動車保有台数、免許所有者数の増加が見込まれることから、当分の間は「くるま社会」が続くことが予想されます。

このような状況において、引続き、行政機関及び関係機関・団体の連携により各種の施策を積極的に推進するとともに、市民一人ひとりの理解と協力による市民参加・協働型の交通安全活動を展開いたします。

	目	次
	計画の基本理念	1
	施策推進にあたっての基本的な考え方	1
第1部	通年にかかる陸上交通の安全	3
第1章	道路交通の安全	3
第1節	道路交通事故のない社会を目指して	4
第2節	道路交通の安全についての目標	5
	道路交通の現状と今後の見通し	5
1	道路交通事故の現状	5
2	道路交通を取り巻く状況の展望	5
3	道路交通事故の見通し	6
	帯広市交通安全計画における目標	6
第3節	道路交通の安全についての対策	7
	今後の道路交通の安全対策を考える視点	7
1	少子高齢社会への対応	7
2	歩行者の安全確保	7
3	市民自らの意識の醸成	8
4	情報通信技術（IT）の活用	8
	講じようとする施策	9
1	道路交通環境の整備	9
2	交通安全思想の普及徹底	16
3	安全運転の確保	22
4	車両の安全性の確保	25
5	道路交通秩序の維持	26
6	救助・救急活動の充実	28
7	交通事故被害者支援の充実	29
8	研究開発及び調査研究の充実	30
第2章	踏切道における交通の安全	31
第1節	踏切事故のない社会を目指して	31
	踏切事故の状況等	31
1	踏切事故の状況	31
	帯広市交通安全計画における目標	31
第2節	踏切道における交通の安全についての対策	32
	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	32
	講じようとする施策	32
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び踏切保安設備の整備等の促進	32
2	踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	32
第2部	冬季に係る陸上交通の安全	33
1	道路交通環境の整備	33
2	交通安全思想の普及徹底	34
3	安全運転の確保	3